

受信装置(セット・トップ・ボックス)レンタル規約

ソフトバンクBB株式会社

第1条(規約の適用)

1. 本規約は、BBTV サービスを利用することを目的として受信装置のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。
2. 当社が受信装置を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、ビー・ビー・ケーブル株式会社の定める「BBTV サービス規約(約款)」が準用されるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件(以下「特約条件」といいます。)を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、会員は変更後の規約に従うものとします。

第2条(定義)

本規約において、以下の用語はそれぞれ以下の各号に定める意味で使用します。

- (1)「BBTV サービス」とは、ビー・ビー・ケーブル株式会社が「BBTV サービス規約(約款)」に基づき提供する、高速通信ネットワーク回線を用いた放送・その他のサービスをいいます。
- (2)「受信装置」とは、BBTV サービスの提供を受けるのに必要な技術的基準に適合するデジタル受信機(セット・トップ・ボックス)およびその付属品一式をいいます。
- (3)「会員」とは BBTV サービスの利用者をいいます。

第3条(受信装置のレンタル)

1. 当社は、受信装置のレンタルを希望する会員に対し、受信装置をレンタルします。
2. 会員にレンタルする受信装置は、当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる受信装置は、第9条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

第4条(レンタル契約の成立及び終了)

1. レンタル契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
2. レンタル契約の申込を行った会員が、当社の提供する電気通信サービスを利用する場合であって、以下の各号の一に該当する場合、当社は、当該申込を承諾しない場合があります。
 - (1)過去に不正行為などにより当社が提供する電気通信サービスの利用の停止または当該サービスの利用契約を解除されている事実が判明した場合
 - (2)当社が提供する電気通信サービスの利用料金の支払いをなさず、あるいは遅延している場合
 - (3)その他レンタル契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
3. レンタル契約は、ビー・ビー・ケーブル株式会社の定める「BBTV サービス規約(約款)」に基づく BBTV サービスの加入契約が成立したときに成立するものとします。

4. 前項にかかわらず、第6条のレンタル料金の発生時期は、次の各号のうちいずれか早い日とします。
- (1) BBTV サービスの「ご利用登録日」の属する月の翌月1日
(「ご利用登録日」とは、BBTV サービス規約に定めるものとします。)
 - (2) 別途会員に通知する「ご利用設定完了日」の7日後が属する月の翌月1日
(「ご利用設定完了日」とは、会員が BBTV サービスを利用可能な状態にするビー・ビー・ケーブル株式会社のシステム登録作業が完了した日をいいます。)
5. レンタル契約の解約、解除等は本規約に定めるほか「BBTV サービス規約(約款)」に準じるものとします。
6. 以下の各号の一に該当する場合、本規約に基づく受信装置のレンタル契約は当然に終了するものとします。
- (1) 会員が会員たる地位を喪失した場合
 - (2) 会員が当社の提供する電気通信サービスを利用する場合であって、本規約が会員に適用される時点において当社が会員に提供しているいずれかの電気通信サービスの種類の変更の申出を行い、変更後の電気通信サービスでは BBTV サービスの利用が不可能な場合もしくは当社の提供する電気通信サービスにかかる利用契約の終了を会員が申し出た場合もしくはかかるいずれかの電気通信サービスの提供を当社が終了させた場合
7. 前項の定めが該当する場合は、第11条の定めを準用するものとし、会員は同条に従い受信装置を当社に返還するものとします。
8. 会員が利用している BBTV サービスのアップグレードを希望した場合、当社は会員にレンタルしている受信装置の交換等の方法によりアップグレードすることがあります。アップグレード後のレンタル料金が従前と異なる場合、アップグレードされたサービスが利用可能となった日の翌月1日から当該料金が適用されるものとします。本項に基づくアップグレードが行われた場合でも、上記のレンタル料金の変更を除くほか、従前のレンタル契約の条件に変更はないものとします。

第5条(受信装置のソフトウェアの更新)

1. 会員は、ビー・ビー・ケーブル株式会社がBBTVサービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなくビー・ビー・ケーブル株式会社の裁量により定期的ないし不定期にオンラインで受信装置に接続し、受信装置に含まれるソフトウェアのバージョンを更新する場合がありますことを了知し、これを予め了承するものとします。
2. 前項に定めるソフトウェアのバージョンの更新に起因して、受信装置が正常に作動しなくなった場合は、第9条の定めを準用するものとします。

第6条(レンタル料金等)

受信装置のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。

第7条(支払方法等)

1. 受信装置のレンタル料金の支払方法については、「BBTV サービス規約(約款)」の定めに従うものとします。
2. 当社は、受信装置のレンタル料金、次項に定める延滞利息、第9条第1項但書及び第11条第1項に定める費用、その他本規約に基づく会員に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものと

します。

3. 会員は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。

第8条(会員の義務)

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、受信装置を維持、管理するものとし、受信装置の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 受信装置の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
 - (2) 受信装置の分解、解析、改造、改変等
 - (3) 受信装置の損壊、破棄等
 - (4) 受信装置の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)
 - (5) 契約外の不正使用
 - (6) 受信装置の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - (7) 受信装置の日本国外持ち出し
2. 会員が前項の禁止行為の一に該当する行為を行い、当社に損害を与えた場合、当社は、会員に対して損害の賠償を請求することができるものとします。

第9条(故障等)

1. 会員にレンタルされた受信装置が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該受信装置を正常な受信装置と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた受信装置を当社が指定する場所へ送付するものとします(受信装置が全部滅失して送付が不能な場合を除きます)。但し、受信装置の故障等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、別表2に定める修理交換費を会員が負担するものとします。
2. 受信装置の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施することに限られるものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による受信装置の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第10条(免責)

1. 当社は、BBTV サービスの提供に関する責任は一切負わないものとします。
2. 会員は、受信装置をBBTV サービスの対象である通信回線にのみ接続して使用するものとします。会員が当該通信回線以外の通信回線に受信装置を接続したことにより発生した損害について当社は一切の責任を負いません。

第11条(レンタル契約終了に伴う返還)

1. 本規約に基づく受信装置のレンタル契約が終了した場合、会員は、受信装置を当社に返還するものとします。なお、受信装置返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、返還後の検査により会員の責めに帰すべき故障等が認められた場合、別表2に定める修理交換費を会員が負担するものとします。
2. 事由の如何を問わず受信装置のレンタル契約が終了し、受信装置が 30 日以内に当社に返還されなかった

場合、会員は当社の請求に従い、別表2に定める「違約金」を直ちに支払う責を負うものとします。尚、会員は、当社が当該違約金を請求した後に受信装置を返却した場合であっても、当該違約金の支払い義務を免れるものではありません。

第12条(個人情報等の保護)

1. 当社は、会員の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<https://www.softbankbb.co.jp/ja/privacy/index.html>)に従い適切に実施します。
2. 当社は、ビー・ビー・ケーブル株式会社が会員に対し BBTB サービスを提供するために必要な範囲内で、会員の個人情報を適正に管理するよう契約等により義務づけたうえでビー・ビー・ケーブル株式会社に氏名、住所、電話番号、E-mail アドレス、カスタマーID 等の個人情報を提供するものとします。

第13条(譲渡等)

1. 会員は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は予めこれを承諾するものとします。
3. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第14条(準拠法及び管轄)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条(「Yahoo! BB 光ホーム」、「Yahoo! BB 光マンション」サービスの会員に関する特約条項)

会員が、当社が定める「Yahoo! BB 光ホームサービス規約」に基づき提供する「Yahoo! BB 光ホーム」サービス及び「Yahoo! BB 光マンション規約」で定める区分のうち「Yahoo! BB 光マンション」の第1種サービスの申込者または利用者である場合は、本規約の特約として、以下の事項が本規約に優先して適用されるものとします。

但し、「Yahoo! BB 光 マンション 一括加入プラン 2」の申込者または利用者である場合は、この限りではありません。

1. レンタル料金の発生日

本規約第4条第4項の規定にかかわらず、受信装置のレンタル料金の発生日は「Yahoo! BB 光 ホーム」サービスの会員は「Yahoo! BB 光ホームサービス規約」に定める「課金開始日」、「Yahoo! BB 光 マンション」サービスの会員は「Yahoo! BB 光マンションサービス規約」に定める「課金開始日」とします。但し、受信装置レンタル契約を「Yahoo! BB 光 ホーム」サービスまたは「Yahoo! BB 光 マンション」サービスに係るサービス契約と別に申し込んだ場合は、受信装置のレンタル料金については、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。なお、この場合、万一受信装置がその日までにお手元に届い

ていないときは、レンタル料金は受信装置がお手元に届いた日から発生するものとします。

2. 最低利用期間

受信装置のレンタル契約は、レンタル料金の発生日の属する月を含む6ヶ月間を最低利用期間として提供されるものとします。

3. 最低利用期間前の違約金

会員によるレンタル契約の解約、当社によるレンタル契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前にレンタル契約が終了した場合、会員は、レンタル契約終了月の翌月から最低利用期間の満了月までの期間にかかるレンタル料金相当額を「違約金」として、当社に一括して当社が定める期日までに支払うものとします。但し、本規約の定めに従い当社が会員に対し損害賠償に応じるべき事態が発生し、これを理由として当該会員からレンタル契約の解除がなされた場合には、当該違約金は発生しないものとします。

別表1 料金表

(1)通常料金

項目	金額(税込)	適用条件
受信装置レンタル料金	1,260 円	

(2)BBTV 特割プラン料金

2009 年 6 月 30 日までにレンタル契約の申込を行った会員に限り適用されるものとし、2009 年 7 月 1 日以降にレンタル契約の申込を行った会員には適用されないものとします。

項目	金額(税込)	適用条件
受信装置レンタル料金	735 円	<p>会員が Yahoo! BB ADSL、SoftBank ブロードバンド ADSL または Yahoo! BB 光 工事不要タイプ、Yahoo! BB 光 電話加入権不要タイプの契約を締結しており、かつ、次の各号に定める全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1)本規約に基づく受信装置のレンタル契約が成立し、継続していること。</p> <p>(2)第 1 号に定める利用契約にかかるサービス料金の全額が課金開始されていること。</p> <p>(3)前号に定めるサービス料金全てに関して、当社において何らかの減免措置、課金停止事由、非課金事由がなく、会員の支払い義務が存し、当社の徴収対象となっていること。</p>
<p>備考</p> <p>1. 特割プランは、適用条件を全て満たした月から適用されます。</p> <p>2. 特割プランは、適用条件のいずれかひとつでも満たさなくなった月をもって終了します。</p> <p>3. 2007 年 11 月 30 日までにレンタル契約の申込を行った会員には、適用条件の変更なく、なお従前の割引料金を適用します。</p>		

(3)BBTV 年割プラン料金

BBTV 年割プランは、ビー・ビー・ケーブル株式会社の定める「BBTV サービス規約(約款)」に基づき提供される BBTV サービス、および本規約に基づき提供される受信装置のレンタルの利用にあたり、受信装置のレンタル料金を割引とするものです。加入契約の申込を、当社が定める方法により、当社に対し行う必要があります。

<2009 年 11 月 30 日以前に申込を行った会員>

1. BBTV 年割プランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。
 - (1)BBTV 年割プランを、第 4 条第 4 項に定める「ご利用設定完了日」の 7 日後までに申込を行った場合、「ご利用設定完了日」の 7 日後を契約成立日とし、契約成立日の属する月から起算して 12 ヶ月目の月末までを契約期間とします。
 - (2)「ご利用設定完了日」の 7 日後以降に、BBTV 年割プランの申込を行った場合、当該通知が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日を契約成立日とし、契約成立日の属する月から起算して 12 ヶ月目の月末までを契約期間とします。

2. 契約期間の満了月までに契約が解約されていない場合、更に 12 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
3. 契約期間の満了月以外の月に契約が解約された場合、会員は、解除料 9,975 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。
4. BBTB 年割プランの解約は、当社の定める方法により、当社に通知する必要があります。契約期間は、当該通知が当社に到達した日の属する月の月末をもって、解約されるものとします。なお、BBTV サービスおよび受信装置のレンタル契約が解約された場合には、BBTV 年割プランの契約も自動的に解約となります。
5. 何らかの事由により、受信装置のレンタル料金の課金が停止されている場合、契約期間の満了月は課金停止月数に応じて 1 ヶ月単位で延長するものとします。

項目	金額(税込)	適用条件
受信装置レンタル料金	0 円	次の各号に定める全ての要件を満たすこと。 (1) BBTB 年割プランの申込があること。 (2) 本規約に基づく受信装置のレンタル契約が成立しており、その料金が課金開始されていること。 (3) 前号に定めるレンタル料金に関して、課金停止事由、非課金事由がなく、会員の支払い義務が存し、当社の徴収対象となっていること。 (4) ビー・ビー・ケーブル株式会社の定める「BBTV サービス規約(約款)」および「BBTV・放送サービス規定」に基づく「チャンネルサービス」に関する利用契約が成立していること。
備考 1. BBTB 年割プランによる料金適用は、第 4 条第 4 項に定めるレンタル料金の発生日までに申込を行った場合、そのレンタル料金の発生日からとなります。レンタル料金の発生日以降に申込を行った場合、当該通知が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日より適用となります。		

<2009 年 12 月 1 日以降に申込を行った会員>

1. BBTB 年割プランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。
 - (1) BBTB 年割プランを、「BBTV サービス規約(約款)」に基づく BBTB サービスの加入契約が成立した日までに申込を行った場合、BBTV サービスの加入契約が成立した日を契約成立日とし、契約成立日の属する月から起算して 12 ヶ月目の月末までを契約期間とします。
 - (2) 「BBTV サービス規約(約款)」に基づく BBTB サービスの加入契約が成立した日以降に、BBTV 年割プランの申込を行った場合、当該通知が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日を契約成立日とし、契約成立日の属する月から起算して 12 ヶ月目の月末までを契約期間とします。
2. 契約期間の満了月までに契約が解約されていない場合、更に 12 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
3. 契約期間の満了月以外の月に契約が解約された場合、会員は、解除料 5,000 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。
4. BBTB 年割プランの解約は、当社の定める方法により、当社に通知する必要があります。契約期間は、当該通知が当社に到達した日の属する月の月末をもって、解約されるものとします。なお、BBTV サービスおよび

受信装置のレンタル契約が解約された場合には、BBTV 年割プランの契約も自動的に解約となります。

5. 何らかの事由により、受信装置のレンタル料金の課金が停止されている場合、契約期間の満了月は課金停止月数に応じて1ヵ月単位で延長するものとします。

項目	金額(税込)	適用条件
受信装置レンタル料金	500 円	次の各号に定める全ての要件を満たすこと。 (1)BBTV 年割プランの申込があること。 (2)本規約に基づく受信装置のレンタル契約が成立しており、その料金が課金開始されていること。 (3)前号に定めるレンタル料金に関して、課金停止事由、非課金事由がなく、会員の支払い義務が存し、当社の徴収対象となっていること。 (4)ビー・ビー・ケーブル株式会社の定める「BBTV サービス規約(約款)」および「BBTV・放送サービス規定」に基づく「チャンネルサービス」に関する利用契約が成立していること。
備考 1. BBTV 年割プランによる料金適用は、第 4 条第 4 項に定めるレンタル料金の発生日までに申込を行った場合、そのレンタル料金の発生日からとなります。レンタル料金の発生日以降に申込を行った場合、当該通知が当社に到達した日の属する月の翌月 1 日より適用となります。		

別表2 違約金および修理交換費

受信装置(セット・トップ・ボックス)レンタル規約の第11条(レンタル契約終了に伴う返還)に規定する違約金は、次のとおりとします。

項目	金額	摘要
違約金	26,700 円(不課税)	
修理交換費	5,250 円(税込)	※受信装置の全壊等により返還不可の場合は、違約金の請求対象とします。

- (2004年6月30日制定)
- (2004年8月10日実施)
- (2005年1月28日改定)
- (2005年1月28日実施)
- (2005年3月7日改定実施)
- (2005年3月20日改定実施)
- (2005年6月22日改定)
- (2005年7月1日実施)
- (2005年8月8日改定実施)
- (2005年10月15日改定)
- (2005年11月1日実施)
- (2005年12月1日承継改定実施)
- (2006年3月15日改定)
- (2006年4月1日実施)
- (2006年10月1日改定実施)
- (2007年3月31日承継改定実施)
- (2007年6月15日改定)
- (2007年7月1日実施)
- (2007年11月15日改定)
- (2007年12月1日実施)
- (2008年6月15日改定)
- (2008年7月1日実施)
- (2009年4月15日改定実施)
- (2009年7月1日改定実施)
- (2009年12月1日改定実施)
- (2010年3月1日改定)
- (2010年4月1日実施)